

行事カレンダー

information

月 日	行 事	時 間	場 所
1/16(±)			
17(㊤)			
18(㊤)	ママのリフレッシュ教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
19(㊤)			
20(※)			
21(※)	親子ふれあい教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
22(金)	こころの相談室	13:00~15:00予約制	母子健康センター
23(±)			
24(㊤)			
25(㊤)	献血		
26(㊤)			
27(※)	3歳児健診	受付13:00~13:30	母子健康センター
28(※)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00~20:30	町民体育館
29(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
30(±)			
31(㊤)			
2/1(㊤)			
2(㊤)			
3(※)			
4(※)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00~20:30	町民体育館
5(金)	すくすく教室(要予約)		母子健康センター
6(±)			
7(㊤)			
8(㊤)	ママのリフレッシュ教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
9(㊤)	健康相談日	9:00~15:00	母子健康センター
10(※)			
11(※)			
12(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
13(±)			
14(㊤)			
15(㊤)			

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

成人を迎えられるみなさんおめでとうございます。

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに、年金を受け取ることができる制度です。

20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

《国民年金のポイント》

◆将来の大きな支えになります

国民年金は、現在の現役世代が納めた保険料によって年金が支給される、世代間の支え合いを基本に運営しています。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、高齢となったときに受け取る老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が亡くなった場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

《国民年金加入の手続き》

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送付されますので、お近くの年金事務所または町役場に提出してください。提出後、「年金手帳」が送付されます。年金手帳は、保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

また「国民年金保険料納付書」が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。保険料は、口座振替やクレジットカード納付、電子納付も可能です。

《保険料の納付が困難なとき》

学生の方は、ご本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度は、毎年申請が必要となります。在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。申請の際は忘れずにお持ちください。

また学生以外の方についても、所得が一定以下であれば申請により保険料が免除・猶予となる制度がありますので、ご利用ください。

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933